

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

町長公室長、高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

議案第4号から議案第6号までの3議案につきましては、一括して提案説明を申し上げます。

議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。

この法律の規定によりまして、教育委員会の代表者である教育委員長と事務の総括者である教育長を一本化した新「教育長」が設置されることとなります。これを受けまして、経過措置規定を設けた上で、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。まず、3ページをご覧ください。

旧の別表第1下線部分、教育委員会委員長と年額228,000を削除し、教育委員会委員の報酬額の欄 // 197,000を新の下線部分、年額197,000に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づき、この条例の施行の際現に在職する教育長は、教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするものです。

附則第3項では、前項の場合においては、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、な

おその効力を有するものと定めております。

続きまして、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。議案第4号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定によりまして、平成27年4月1日以降に新たに就任する教育長の職務上の身分が特別職となり、地方公務員特例法から教育長の給与等に関する条項が削除され、常勤の特別職の職員の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法の根拠となる地方自治法第204条に教育長の規定が新たに追加されました。

これを受けまして、経過措置規定を設けた上で、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

旧の下線部分、第1条中、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第2項を、新の下線部分、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条に改めようとするものです。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づき、この条例の施行の際現に在職する教育長は、教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするものです。

附則第3項では、前項の場合においては、法附則第9条の規定に基づき、この条例による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は適用せず、改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有するものです。

附則第4項では、前項の場合においては、旧条例第1条中「第17条第2項」とあるのは、「第16条第2項」と読み替えるものと定めております。

続きまして、議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

本町におきましては、従前からの経緯を踏まえ、人事院の平成26年8月7日付け「職員の給与に関する勧告」及び香川県人事委員会の平成26年10月14日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」による給与制度の総合的見直しの趣旨を尊重するとともに、県や他の地方公共団体の職員との権衡を考慮し、人事院勧告に準じ平均改定率2%減額するよう改正しようとするものでございます。

改正条例第1条は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年多度津町条例第21号）の一部を改正しようとするもので、1ページから5ページまでは、別表第1（第3条関係）といたしまして、給料表の改定でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。8ページから13ページをご覧ください。

再任用職員以外の職員につきましては、新の下線部分、2級の13号給から125号給まで、3級の1号級から113号級まで、4級の1号級から93号級まで、5級の1号級から93号級まで、6級の1号級から85号級まで、給料月額を減額改定しようとするものでございます。

それぞれ、200円（0.1%）から16,700円（4.0%）の引き下げとなっています。再任用職員につきましては、新の下線部分、400円（0.2%）から6,300円（2.0%）の引き下げとなっています。

続きまして、6ページをご覧ください。

改正条例第2条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年多度津町条例第2号）の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

新の下線部分、附則第6項中、「その者の受ける給料月額」の次に「（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（今回の改正後の条例）附則第3項から第5項までの規定による給料の支給を受ける職員にあっては、平成27年3月31日においてその者に適用されていた給料表の給料月額欄に定める額）」を。

次に、15ページをご覧ください。

「（規則で定める職員を除く。）には」の次に「、平成30年3月31日までの間」を「その差額に相当する額」の次に「から、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超える場合にあっては、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の2を乗じて得た額（その額が2万円を超える場合にあっては、2万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の3を乗じて得た額（その額が3万円を超える場合にあっては、3万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、加えたものです。

6ページにお戻りください。

附則としまして、附則第1項において、この条例は、平成27年4月1日から施行

するものです。

附則第2項は、切替日前の異動者の号給の調整について定めています。

附則第3項は、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において適用されていた給料表の給料月額欄に定める額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給するものです。

附則第4項では、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給するものです。

附則第5項では、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて給料を支給するものです。

附則第6項では、附則第3項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する一般職の職員の給与に関する条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とするものです。

附則第7項では、前5項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、議案第4号から議案第6号までの3議案を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。